

白山クラブ会則

1. 目的

児童の体力作りと、正しいスポーツ技術（野球中心）の修得、規則正しいマナーを身につけ、地域住民相互の親睦をはかることを目的とする。

2. 構成 及び 入会

本クラブは、我孫子第四小学校および近隣小学校に在学の児童により構成する。
指導者は、学童の保護者を含め代表者または監督が認知した成人とする。
入会は、別紙の申込書によるものとする。

3. 会費

入会金2000円「内訳：保険代1000円、帽子代3000円」
（※入団時は、帽子代の内2000円を、団が補填）
年会費は1000円/月とし、3月、7月、11月に各4000円を徴収する。
入会時の年会費は、
3・7・11月入会は4000円
4・8・12月入会は3000円
5・9・1月入会は2000円
6・10・2月入会は1000円 を、入会金と共に徴収するものとする。
会費は、会計担当が保管管理するものとし、クラブ運営に関する諸経費
（貸与ユニフォーム費、用具費、各種登録費、スポーツ保険代、事務費、他雑費
等）に充当する。
尚、クラブが加入する協会・連盟などの公が主催する行事に指導者が参加して、
飲食費の請求が個人に求められた場合は、半額を会費より支出する。

4. 保険、団体加入

児童は、入会后スポーツ保険に加入する（会費より負担）。またクラブとしては
我孫子市スポーツ少年団、および我孫子市少年野球連盟に加入する。

5. 活動日

練習日は原則として、日曜日 9：00～12：30（学年により延長あり）、
および第1、第3、第5土曜日の 9：00～12：00 とし、
日曜の練習において雨天の場合は体育館を利用する。
試合・行事などによる活動、及び練習日時の変更は別途都度連絡する。

6. 保護者の協力

児童の保護者は、グラウンド整備や活動の補助などクラブからの要請があった場合
は、支障のない範囲で参加協力する。

昭和54年4月1日（平成27年 3 月20日改定）